

## 令和5年度 那覇市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市が発注する物品又は役務(以下「物品等」という)の調達とする。

### 4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、本市に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所等
  - ア 就労継続支援事業所(A型・B型)
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 重度障害者多数雇用事業所(①～③のすべてを満たすもの)
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

## 5 共同受注窓口の活用

物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等にあつせん、仲介する等の業務を行う共同受注窓口（一般社団法人沖縄県セルフセンター）を積極的に活用する。

なお、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

## 6 対象となる物品等

障害者就労施設等が供給する物品等とする。

## 7 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課(以下「担当課」という。)とする。

## 8 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

### (1) 調達の推進に必要な情報の共有

担当課は、市内の障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等などの、調達推進のための情報を提供する。

### (2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を効果的に利用する。

## 9 調達目標

37,500,000円以上となるよう努めるものとする。

## 10 調達実績の公表

調達実績については、会計年度の終了後、市ホームページで公表する。

## 付 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。